



厚生労働省

北海道労働局発表
平成26年4月30日

担	厚生労働省 北海道労働局総務部 企画室
	室長 後藤 亮
	補佐 高木浩司
当	電話 (011) 709-2311 (内線 3575)

平成26年度 北海道労働局 行政運営方針を策定

《誰もが安心して働ける北海道をめざして》

～4本の柱を立て、重点的に施策を展開～

北海道労働局（局長 羽毛田 守）は、「誰もが安心して働ける北海道をめざして」と題して、平成26年度の行政運営方針を策定しました。

北海道の景気は緩やかに回復しているものの、雇用環境や労働条件等をめぐる動向は依然として厳しい状況が続いています。

こうした中、本年度の行政運営方針は北海道における労働行政の最重要課題を4つの柱として掲げ、課題ごとに目標、対策を示し、重点事項に徹した効率的、効果的な行政展開を意識した構成としております。

4つの柱とは、

1 地域活性化に向けた雇用対策の推進

- ・本道の雇用情勢は、厳しさは残るものの改善傾向にありますが、依然として雇用機会は不足しており、就職困難者や生活困窮者を含む全ての求職者の就労に向けて、正社員求人の確保及び求人の総量確保に努めるとともに、他方で人手不足が生じている分野があることを踏まえ、求人充足の強化等による求人サービスの充実、求人と求職の的確なマッチング等により、求職者の早期再就職と求人の早期充足を推進します。
- ・地域の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施するため、これまで以上に地方自治体等との連携・協力関係を強化し、一体となった就職支援を推進します。

2 求職者の状況に応じた就職等の支援

- ・新規高卒者の就職内定率について、平成25年度以上を目指すとともに、若年者に対するフリーター等正規雇用化プランの推進を図ります。
- ・法定雇用率制度の周知や雇用率達成指導による障害者雇用の促進を図るとともに、障害者一人ひとりの障害特性に応じた、きめ細やかな就労支援を推進します。
- ・改正高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる、生涯現役社会の実現に向けた高年齢者の就労支援を推進します。

3 働く人たちの安全・安心の確保

- ・労働基準法の遵守徹底等による長時間労働の抑制を始めとする法定労働条件の履行確保に係る監督指導を強化するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。
- ・最低賃金の周知及び履行の確保を効果的に推進するとともに、最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業を推進します。
- ・労働災害が増加傾向にある業種等に対する重点的な取組を推進し、平成24年に比較し、死亡災害の6%以上の減少を目指します。
- ・化学物質管理の強化、受動喫煙防止対策の強化、重大な労働災害を繰り返す企業への対応、規制・届出の見直し等を内容とする改正労働安全衛生法の周知・定着を図ります。
- ・職場におけるメンタルヘルス対策を推進し、働く人の心の健康保持増進を図ります。

4 公正・多様な働き方の実現

- ・働く人が性別による差別をされることなく、特に働く女性にあっては、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができる雇用環境づくりを推進します。
- ・働く人が仕事と家庭を両立しながら働き続けられる雇用環境を整えます。
- ・パートタイム労働者が均等・均衡待遇を得られるよう、雇用管理改善を図るとともに、正社員への転換推進措置を普及します。

以上が、4つの柱です。

この行政運営方針に基づき、「誰もが安心して働ける北海道をめざして」北海道労働局と管内の労働基準監督署、ハローワークは、目標達成に向け一丸となって施策を展開してまいります。